

I 畜産関係業務

1 畜産物の安定価格等

畜産物の価格安定に関する法律（畜安法）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（暫定措置法）並びに肉用子牛生産安定等特別措置法（特別措置法）の規定により、農林水産大臣は、食料・農業・農村政策審議会（13年度の政策価格等諮問時までは畜産振興審議会）に諮問の上、毎年、当該年度の開始前に畜産物の安定価格等を定めて告示することになっている。第1～第4表は農林水産省告示による畜産物の安定価格等の年度別推移を示したものである。

平成25年度における加工原料乳の補給金単価等は表1のとおりであり、脱脂粉乳・バター等向け生乳については、補給金単価が12.55円/kgと前年度から0.35円/kg引き上げられ、限度数量は181万トンと前年度から2万トン減少した。なお、平成26年度においては、補給金単価が12.80円/kgと前年度から0.25円/kg引き上げられ、限度数量は180万トンと前年度から1万トン減少した。

また、平成26年度から新たにチーズ向けの生乳が補給金の対象となり、補給金単価が15.41円/kg、限度数量が52万トンとなった。

表1 加工原料乳の補給金単価及び生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度の推移

区分 項目・年度		加工原料乳補給金単価		生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度	
		価格 (円/kg)	前年比 (%)	数量 (千トン)	前年比 (%)
脱脂粉乳・ バター等向け	18	10.40	100.0	2,030	99.0
	19	10.55	101.4	1,980	97.5
	20（当初）	11.55	109.5	1,950	98.5
	20（期中改定）	11.85	112.3	1,950	98.5
	21	11.85	100.0	1,950	100.0
	22	11.85	100.0	1,850	94.9
	23	11.95	100.8	1,850	100.0
	24	12.20	102.1	1,830	98.9
	25	12.55	102.9	1,810	98.9
	26	12.80	102.0	1,800	99.4
チーズ向け	26	15.41	-	520	-

平成25年度における指定食肉の安定価格については、豚肉は表2のとおりであり、安定基準価格は、皮はぎ法により整形したものは405円、湯はぎ法により整形したものが375円と前年度からともに5円引き上げられ、安定上位価格についても、皮はぎ法により整形したものが550円、湯はぎ法により整形したものが510円と、ともに前年度から5円引き上げられた。牛肉は表3のとおりで、安定基準価格825円、安定上位価格

1,070円といずれも前年度から10円引き上げられた。

なお、平成26年度における豚肉の安定基準価格は、皮はぎ法により整形したものは425円、湯はぎ法により整形したものが395円と、ともに前年度から20円引き上げられた。安定上位価格についても、皮はぎ法により整形したものが570円、湯はぎ法により整形したものが530円と、ともに前年度から20円引き上げられた。牛肉は、安定基準価格850円、安定上位価格1,105円と、前年度からそれぞれ25円、35円引き上げられた。

表2 指定食肉（豚肉）の安定基準価格及び安定上位価格の推移

区分 年度	皮はぎ法により整形したもの				湯はぎ法により整形したもの			
	安定基準価格		安定上位価格		安定基準価格		安定上位価格	
	価格 (円/kg)	前年比 (%)	価格 (円/kg)	前年比 (%)	価格 (円/kg)	前年比 (%)	価格 (円/kg)	前年比 (%)
18	365	100.0	480	100.0	340	100.0	445	100.0
19	365	100.0	480	100.0	340	100.0	445	100.0
20(当初)	380	104.1	515	107.3	355	104.4	480	107.9
20(期中改定)	400	109.6	545	113.5	370	108.8	505	113.5
21	400	100.0	545	100.0	370	100.0	505	100.0
22	400	100.0	545	100.0	370	100.0	505	100.0
23	400	100.0	545	100.0	370	100.0	505	100.0
24	400	100.0	545	100.0	370	100.0	505	100.0
25	405	101.3	550	100.9	375	101.4	510	101.0
26	425	104.9	570	103.6	395	105.3	530	103.9

注1：指定食肉（豚肉）の安定基準価格及び安定上位価格は、畜安法施行規則（昭和36年農林省令第58号）第3条第1項第1号の豚半丸枝肉である。

2：価格は消費税込みである。

表3 指定食肉（牛肉）の安定基準価格及び安定上位価格の推移

	去勢牛肉（省令規格「B-2」及び「B-3」）			
	安定基準価格 (円/kg)	前年度比 (%)	安定上位価格 (円/kg)	前年度比 (%)
18	780	100.0	1,010	100.0
19	780	100.0	1,010	100.0
20(当初)	790	101.3	1,025	101.5
20(期中改定)	815	104.5	1,060	105.0
21	815	100.0	1,060	100.0
22	815	100.0	1,060	100.0
23	815	100.0	1,060	100.0
24	815	100.0	1,060	100.0
25	825	101.2	1,070	100.9
26	850	103.0	1,105	103.39

注1：指定食肉（牛肉）の安定基準価格及び安定上位価格は、畜安法施行規則（昭和36年農林省令第58号）第3条第2項第1号の牛半丸枝肉である。
 2：価格は消費税込みである。

平成25年度における指定肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格は、表4のとおりであり、黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専乳用種、乳用種及び肉専用種と乳用種の交雑の品種5区分の保証基準価格及び合理化目標価格は、いずれも前年度から引き上げられた。

また、平成26年度においても、すべての品種の5区分の保証基準価格及び合理化目標価格が引き上げられた。

表4 指定肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格（単位：円／頭）

区分 年度	黒毛和種		褐毛和種		その他の肉専用種	
	保証基準 価格	合理化 目標価格	保証基準 価格	合理化 目標価格	保証基準 価格	合理化 目標価格
18	304,000	267,000	280,000	246,000	200,000	141,000
19	304,000	267,000	280,000	246,000	200,000	141,000
20(当初)	305,000	268,000	281,000	247,000	201,000	142,000
20(期中改定)	310,000	268,000	285,000	247,000	204,000	142,000
21	310,000	268,000	285,000	247,000	204,000	142,000
22	310,000	268,000	285,000	247,000	204,000	142,000
23	310,000	268,000	285,000	247,000	204,000	142,000
24	310,000	268,000	285,000	247,000	204,000	142,000
25	320,000	273,000	292,000	251,000	209,000	144,000
26	329,000	275,000	300,000	253,000	215,000	145,000

区分 年度	乳用種		交雑種	
	保証基準 価格	合理化 目標価格	保証基準 価格	合理化 目標価格
18	111,000	80,000	175,000	135,000
19	111,000	80,000	175,000	135,000
20(当初)	113,000	83,000	178,000	138,000
20(期中改定)	116,000	83,000	181,000	138,000
21	116,000	83,000	181,000	138,000
22	116,000	83,000	181,000	138,000
23	116,000	83,000	181,000	138,000
24	116,000	83,000	181,000	138,000
25	122,000	86,000	188,000	142,000
26	128,000	87,000	195,000	143,000

注：価格は消費税込みである。

2 指定乳製品

(1) 概況

ア 乳用牛の飼養戸数及び飼養頭数

飼養戸数は、昭和38年の41万7600戸をピークにその後毎年減少し、平成26年2月1日現在では前年に比べて4.1%減の1万8600戸となった。近年における戸数の減少は、経営者の高齢化と後継者不足等に加え、飼料価格の高止まりなど酪農情勢が厳しさを増していることにより、中小規模層を中心に離農するケースが増えたためと考えられる。

次に、飼養頭数について見ると、飼養戸数の減少を反映して、前年に比べて2.0%減の139万5000頭となった。飼養戸数の減少と規模拡大傾向を反映して、1戸当たりの飼養頭数は、前年の73.4頭から75.0頭とわずかに増加した。(表5)

表5 乳用牛の飼養戸数・飼養頭数

区分 調査年月日	飼養戸数		飼養頭数		1戸当たりの飼養頭数	
	戸数 (千戸)	前年比 (%)	頭数 (千頭)	前年比 (%)	頭数 (頭)	前年比 (%)
平成25年2月1日	19.4	96.5	1,423	98.2	73.4	101.8
平成26年2月1日	18.6	95.9	1,395	98.0	75.0	102.2

資料：農林水産省「畜産統計」

イ 生乳の需給

平成25年度の生乳生産は、経産牛飼養頭数の減少等から、北海道、都府県ともに減少し、全国計でも同97.9%となった。

次に、牛乳等向け生乳処理量について見ると、大部分を占める牛乳の需要が引き続き減退したことから、同98.9%と前年度をわずかに下回った。(表6)

表6 生乳生産と用途別処理量

(単位：千ト、%)

区分 年度	生乳生産量		処 理 内 訳					
			牛乳等向け		乳製品向け		その他向け	
	数量	前年度比	数量	前年度比	数量	前年度比	数量	前年度比
平成21	7,881	99.2	4,219	95.6	3,587	103.9	76	95.5
平成22	7,631	96.8	4,110	97.4	3,451	96.2	70	92.5
平成23	7,534	98.7	4,083	99.3	3,387	98.2	64	90.5
平成24	7,607	101.0	4,011	98.2	3,538	104.5	59	92.0
平成25	7,447	97.9	3,965	98.9	3,426	96.8	57	97.2

資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」

ウ 指定乳製品の生産量

平成25年度のバター及び脱脂粉乳の生産量は、経産牛飼養頭数の減少等による生乳生産量の減少、クリームやチーズに仕向けられる生乳が増加したこと等から、それぞれ前年度比91.7%、91.1%とかなりの程度減少した。全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳についてもそれぞれ同98.9%、同85.7%と前年度を下回った。(表7)

表7 指定乳製品の生産量

(単位：トン、%)

区分 年度	バター		脱脂粉乳		全脂加糖れん乳		脱脂加糖れん乳	
	数量	対前年度比	数量	対前年度比	数量	対前年度比	数量	対前年度比
平成21	81,972	114.0	170,179	109.6	37,730	98.4	4,913	80.3
平成22	70,119	85.5	148,786	87.4	36,254	96.1	4,614	93.9
平成23	63,071	89.9	134,912	90.7	38,081	105.0	4,941	107.1
平成24	70,118	111.2	141,431	104.8	36,110	94.8	4,561	92.3
平成25	64,302	91.7	128,818	91.1	35,697	98.9	3,907	85.7

資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」

エ 指定乳製品の価格動向

平成25年度のバター及び脱脂粉乳の市況（大口需要者向け価格：農林水産省牛乳乳製品課調べ、以下同じ。）は、前年度に引き続き、加工原料乳価が上昇したことや、民間在庫量が比較的低い水準にあったことから、年度平均価格は、バターが1,237円（前年度比102.5%）、脱脂粉乳が15,746円（同101.4%）とそれぞれ上昇した。（図1、図2）

機構が法律に基づいて輸入する指定乳製品等の需給については、経産牛飼養頭数の減少等による生乳生産量の減少、クリームやチーズに仕向けられる生乳が増加したこと等から、バターや脱脂粉乳の在庫量が減少傾向で推移した。

このため、機構では、国際約束を履行するための指定乳製品等の輸入売買業務について、国内の需給への影響を勘案しつつ、バター、脱脂粉乳、ホエイ・調製ホエイ、バターオイル及びデリースプレッドの輸入を行った。

(2) 指定乳製品等の輸入及び売渡し

平成25年度カレントアクセス分として、脱脂粉乳については、平成25年1月と2月に合計5,000トン分の輸入契約を締結し、1月から7月にかけて4,970トン売り渡すとともに、26年1月に3,768トンの輸入・売渡契約を締結した。バターについては、25年8月に3,500トン分の輸入契約を締結し、8月から12月にかけて3,482トン売り渡した。(表8、表9)

バター、脱脂粉乳以外のカレントアクセス分については、平成25年1月、2月、10月に、ホエイ及び調製ホエイのSBS入札を実施し、4,500トンの契約を締結した。また、5月にSBS入札によりデリースプレッド225トン、バターオイル242トンの契約を締結した。(表11、表12)

また、平成26年度分については、26年2月にバター3,000トン、脱脂粉乳5,000トン、ホエイ及び調製ホエイ2,501トンの輸入契約を締結した。(表8、表10)

機構以外の者に係る指定乳製品等の輸入(一般輸入)については、買入・売戻件数は781件で、その数量は408トンとなった。(表13)

表8 指定乳製品等の輸入入札状況

(単位：トン)

区分	入札年月日	品目	輸入入札数量	落札数量	備考
平成25年度 カレント アクセス分	平成25年 1月17日	脱脂粉乳	2,000.0	2,000.0	一般方式
	1月31日	脱脂粉乳	1,500.0	1,500.0	SBS方式
	2月14日	脱脂粉乳	1,500.0	1,500.0	SBS方式
	平成26年 1月22日	脱脂粉乳	3,768.0	3,768.0	SBS方式
	計	-	-	8,768.0	
	平成25年 8月1日	バター	1,400.0	1,400.0	一般方式
	8月8日	バター	2,100.0	2,100.0	SBS方式
	計	-	-	3,500.0	
平成26年度 カレント アクセス分	平成26年 2月6日	バター	1,200.0	1,200.0	一般方式
	2月18日	バター	1,800.0	1,800.0	SBS方式
	計	-	-	3,000.0	
	平成26年 2月13日	脱脂粉乳	5,000.0	5,000.0	SBS方式
	計	-	-	5,000.0	

表9 指定乳製品等の売渡入札状況

(単位：トン)

区分	入札年月日	品目	売渡入札数量	売渡(売買)数量※	備考
平成25年度 カレント アクセス分	平成25年 1月31日	脱脂粉乳	1,500.0	1,485.7	SBS方式
	2月14日	脱脂粉乳	1,500.0	1,495.0	SBS方式
	5月16日	脱脂粉乳	1,660.0	1,660.0	一般方式
	6月13日	脱脂粉乳	125.5	125.5	一般方式
	7月18日	脱脂粉乳	203.8	203.8	一般方式
	平成26年 1月22日	脱脂粉乳	3,768.0	-	SBS方式
	計	-	-	4,969.9	
	平成25年 8月8日	バター	2,100.0	2,090.7	SBS方式
	11月21日	バター	49.5	0.0	一般方式
	12月5日	バター	624.9	624.9	一般方式
	12月19日	バター	766.7	766.7	一般方式
	計	-	-	3,482.3	
平成26年度 カレント アクセス分	平成26年 2月13日	脱脂粉乳	5,000.0	-	SBS方式
	計	-	-	-	
	平成26年 2月18日	バター	1,800.0	-	SBS方式
	計	-	-	-	

※SBS方式の場合は、売買数量。

表10 ホエイ及び調製ホエイ(SBS方式)の売買状況

(単位：トン)

区分	入札年月日	入札数量	落札数量	売買数量	備考
平成24年度 カレント アクセス分	平成24年 10月3日	1,500.0	1,500.0	816.4	
	計	-	-	816.4	
平成25年度 カレント アクセス分	平成25年 1月24日	1,500.0	1,500.0	1,487.4	
	2月7日	1,500.0	1,500.0	1,486.9	
	10月17日	1,500.0	1,500.0	505.3	
	計	-	-	3,479.6	
平成26年度 カレント アクセス分	平成26年 2月20日	3,000.0	2,501.3	-	
	計	-	-	-	

表11 デイリースプレッド（SBS方式）の売買状況

（単位：トン）

区分	入札年月日	入札数量	落札数量	売買数量	備考
平成24年度 カレント アクセス分	平成24年 5月22日	800.0	800.0	49.6	
	計	-	-	49.6	
平成25年度 カレント アクセス分	平成25年 5月22日	800.0	225.0	224.1	
	計	-	-	224.1	

表12 バターオイル（SBS方式）の売買状況

（単位：トン）

区分	入札年月日	入札数量	落札数量	売買数量	備考
平成25年度 カレント アクセス分	平成25年 5月22日	300.0トン	242.2トン	240.1トン	
	計	-	-	240.1トン	

表13 一般輸入に係る指定乳製品等の買入れ・売戻し実績（平成25年度）

（単位：トン、千円）

項目	件数	数量	買入金額	売戻金額
脱脂粉乳	65	78.5	119,153	143,003
全粉乳	76	58.7	177,897	206,622
その他粉乳	11	6.6	34,044	37,888
れん乳	17	8.3	11,534	13,489
バターミルクパウダー	4	0.7	2,153	2,476
ホエイ・調製ホエイ	89	82.4	154,358	181,501
バター・バターオイル	519	173.1	286,582	428,178
計	781	408.4	785,721	1,013,157

3 指定食肉の価格動向と機構の業務

(1) 牛肉

平成 25 年度の東京及び大阪市場における牛枝肉卸売価格は、生産量がおおむね前年度を下回って推移したことから、去勢和牛、交雑種及び乳用種去勢のいずれも前年度を上回った。こうしたことから 25 年度の牛枝肉省令価格（去勢牛肉「B-3」及び「B-2」）は、すべての月で安定基準価格（825 円/kg）を上回って推移し、畜安法に基づく機構による調整保管の措置には至らなかった。（表 14）

表14 牛枝肉卸売価格の推移

年度・月	省令価格（去勢牛肉「B-3」及び「B-2」）	
	東京・大阪加重平均	
	価格 (円/kg)	対前年比 (%)
平成20年度	1,083	91.3
平成21年度	1,034	95.5
平成22年度	1,122	108.5
平成23年度	889	79.2
平成24年度	1,039	116.9
平成25年度	1,185	114.1
平成25年 4月	1,135	117.5
5月	1,157	115.6
6月	1,128	114.5
7月	1,145	114.5
8月	1,159	116.0
9月	1,205	117.4
10月	1,236	120.1
11月	1,293	119.3
12月	1,281	109.4
平成26年 1月	1,148	108.7
2月	1,146	109.2
3月	1,136	105.7

資料：農林水産省「食肉流通統計」

注：消費税込みの価格である。

(2) 豚肉

平成 25 年度の東京及び大阪市場における豚枝肉省令規格（「上」以上）の平均卸売価格は、円安や現地価格高騰等により輸入量が減少し、国産への代替需要が増加したことから、好調に推移し、すべての月で安定基準価格（400 円/kg）を上回った。こうしたことから、畜安法に基づく機構による調整保管の措置には至らなかった。（表 15）

表15 豚枝肉卸売価格の推移

年度・月	省令規格	
	東京・大阪加重平均	
	価 格 (円/kg)	対前年比 (%)
平成20年度	496	95.6
平成21年度	431	86.9
平成22年度	474	110.0
平成23年度	455	96.0
平成24年度	440	96.7
平成25年度	499	113.4
平成25年 4 月	467	106.9
5 月	517	113.9
6 月	491	93.3
7 月	524	104.4
8 月	528	108.6
9 月	514	114.5
10月	478	118.9
11月	486	122.7
12月	545	126.7
平成26年 1 月	444	111.3
2 月	476	114.7
3 月	507	116.3

資料：農林水産省「食肉流通統計」

注：消費税込みの価格である。

4 鶏卵の価格動向と機構の業務

平成25年度の鶏卵の平均卸売価格（全農東京、M規格）は、8月以降、猛暑の影響による飼養羽数の減少等により上昇し、年度平均では前年度より14.4%値上がりし、畜安法に基づく機構による調整保管の措置には至らなかった。（表16）

表16 鶏卵価格の推移（東京、M規格）

月	卸売価格				鶏卵価格安定制度の発動状況			
	平成24年度		平成25年度		平成24年度		平成25年度	
	東京「M」 (円/kg)	対前年比 (%)	東京「M」 (円/kg)	対前年比 (%)	標準取引価格 (円/kg)	補てん単価 (円/kg)	標準取引価格 (円/kg)	補てん単価 (円/kg)
4月	182	74.3	172	94.5	170.57	12.987	168.54	15.714
5月	168	78.8	164	97.5	161.80	20.880	161.95	21.645
6月	161	84.7	155	96.6	154.24	24.300	155.66	24.3
7月	160	94.3	157	98.3	156.34	24.300	158.98	24.3
8月	157	94.0	175	111.6	158.46	23.886	175.66	9.306
9月	176	96.4	211	120.0	174.28	9.648	212.92	0
10月	193	103.9	220	114.2	185.68	0	221.25	0
11月	209	107.7	260	124.8	199.52	0	251.36	0
12月	230	117.9	280	121.7	221.33	0	272.34	0
1月	171	115.1	224	130.9	163.89	18.999	235.00	0
2月	190	102.7	240	126.3	188.99	0	234.28	0
3月	174	97.8	230	131.6	174.14	9.774	225.44	0
平均	188	97.1	207	114.4	—	—	—	—
補填基準価格	—	—	—	—	185	—	186	—

資料：全農「畜産販売部情報」

注：卸売価格は消費税を含まない。

5 学校給食用牛乳供給事業に対する補助業務

安全で品質の高い国内産の牛乳を学校給食用に年間継続して計画的かつ効率的に供給することを推進するため、安定的な供給、消費量の維持・拡大等を図る取組に要する経費を補助している。

内容は次のとおりであり、平成 25 年度は 7 億 2 千万円の補助金を交付した。

- ア 遠隔地、離島など不利な供給条件を勘案した単価の補助
- イ 学校給食で牛乳に加えて提供されるヨーグルトやチーズを対象とした奨励金の交付
- ウ 保育所等において飲用拡大した牛乳を対象とした奨励金の交付
- エ 学校給食で提供される低温殺菌牛乳を対象とした奨励金の交付

なお、同事業は、平成 26 年度から農林水産省へ移管。